



金 沢 市 公 報

号外第13号

平成24年(2012年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
告 示	
金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1
平成24年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課)	2

公営企業告示

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課) 3

公営企業公告

平成24年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課) 4

告 示

●金沢市告示第67号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成24年11月30日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
金沢市営鳴和第1自転車駐車場	金沢市大樋町41番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
金沢市営鳴和第2自転車駐車場	金沢市大樋町47番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
金沢市豎町自転車駐車場	金沢市豎町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(2輪又は3輪のものに限る。)及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車(2輪又は3輪のものに限る。)をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを

除く。)及び同条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第68号

平成24年度の金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成24年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税の所得割額の年100分の240(1月当たり100分の20)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円(1月当たり2,000円)
- (3) 世帯別平等割
特定世帯以外の世帯 1世帯につき年24,000円(1月当たり2,000円)
特定世帯 1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年16,800円(1月当たり1,400円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年16,800円(1月当たり1,400円)
特定世帯 1世帯につき年8,400円(1月当たり700円)
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年12,000円(1月当たり1,000円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年12,000円(1月当たり1,000円)
特定世帯 1世帯につき年6,000円(1月当たり500円)
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,800円(1月当たり400円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,800円(1月当たり400円)
特定世帯 1世帯につき年2,400円(1月当たり200円)

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税の所得割額の年100分の60(1月当たり100分の5)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)
- (3) 世帯別平等割
特定世帯以外の世帯 1世帯につき年9,120円(1月当たり760円)
特定世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)

4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年6,384円(1月当たり532円)
特定世帯 1世帯につき年3,192円(1月当たり266円)
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)
イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
特定世帯 1世帯につき年2,280円(1月当たり190円)
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)

- イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年1,824円(1月当たり152円)
- 特定世帯 1世帯につき年912円(1月当たり76円)
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 市民税の所得割額の年100分の96(1月当たり100分の8)
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,520円(1月当たり960円)
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年7,320円(1月当たり610円)
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
 - (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年8,064円(1月当たり672円)
 - イ 1世帯につき年5,124円(1月当たり427円)
 - (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,760円(1月当たり480円)
 - イ 1世帯につき年3,660円(1月当たり305円)
 - (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,304円(1月当たり192円)
 - イ 1世帯につき年1,464円(1月当たり122円)

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 神宮寺、高柳町、薬師堂町及び若宮町の各一部
 - (2) 上辰巳町及び辰巳町の各一部
 - (3) 今町、梅田町及び大友土地区画整理事業地の各一部
 - (4) 福増町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成24年4月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

第5負担区

湊4丁目の一部

第6負担区

近岡町、副都心北部大友土地区画整理事業地及び副都心北部直江土地区画整理事業地の各一部

第7負担区

赤土町、今町、上辰巳町、河原市町、佐奇森町、高柳町、忠縄町、月影町、花園八幡町、副都心北部大友土地区画整理事業地、副都心北部大河端土地区画整理事業地、副都心北部直江土地区画整理事業地、普正寺町、二日市町及び牧町の各一部

平成24年(2012年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄